



# 鳥取県公報

平成 25 年 6 月 7 日 (金)  
第 8 5 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (471・472) (東部振興課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (473) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (474) (〃) . . . . . 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (475) (農地・水保全課) . . . . . 3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (476) (水産課) . . . . . 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (16) . . . . . 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (5 件) (情報政策課) . . . . . 4
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第471号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年7月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月7日

鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課長 馬 田 浩 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人救命とっとり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
齋藤 基
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市尚徳町117
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、鳥取県の県民と医療従事者に対して、救命救急に関する事業を行い、鳥取県民が今まで以上に質の高い救急医療を享受し、健やかに暮らすことに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
定款の変更

## 鳥取県告示第472号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年7月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月7日

鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課長 馬 田 浩 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふたばの里
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
豊嶋 久夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市雲山44

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、創造的活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更事項

- (1) 定款の変更
- (2) その他所要の規定の整備

**鳥取県告示第473号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
トスク株式会社	トスク介護用品	鳥取市行徳一丁目103	平成25年6月1日	特定福祉用具販売

**鳥取県告示第474号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
トスク株式会社	トスク介護用品	鳥取市行徳一丁目103	平成25年6月1日	特定介護予防福祉用具販売

**鳥取県告示第475号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を平成25年5月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第476号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、田後加入区、境港加入区及び赤碕加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第16号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成25年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,619
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,823
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,520
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,235
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,647
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,779
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,510
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,515
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,190
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,291
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,628

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 70,758,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。  
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県地域振興部情報政策課  
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 データ管理委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 49,037,835円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。  
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県地域振興部情報政策課  
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター

所在地	鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	156,118,095円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。 (政令第10条第1項第2号)
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県地域振興部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	平成25年3月18日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	109,954,950円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。 (政令第10条第1項第2号)
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県地域振興部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	電子申請・電子決裁・総合文書管理システム運用管理委託及びホスト等賃貸借一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	平成25年3月18日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	25,110,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。  
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県地域振興部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

#### ア 借入物品

ノートサーバ 一式

#### イ 購入物品

(ア) サーバソフトウェア 一式

(イ) クライアント端末ソフトウェア 1,200本

(ウ) 19インチラック 1台

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

入札説明書による。

### (4) 履行期間

#### ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成25年11月26日（火）

#### イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成25年12月1日から平成30年11月30日までとする。

### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価格

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年6月7日（金）から同年7月17日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年7月5日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

## (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年7月5日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年6月7日（金）から同月19日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年7月17日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月16日（火）午後5時ま



でとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

#### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成25年7月2日（火）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則等106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

##### (4) 契約書作成の要否

要

##### (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

##### (6) 手続における交渉の有無

無

(7) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Notes server, 1 set

(2) July 2, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 17, 2013 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

July 16, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division Tottori Prefectural Police Headquarters 1

-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110